

建設建築委員会記録(No.25)

1 日 時 令和6年6月13日(木)
午前10時00分 開会
午前11時08分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	泉 日出夫	副委員 長	山内 涼成
委員	中島 慎一	委員	渡辺 均
委員	西田 一	委員	松岡 裕一郎
委員	木畑 広宣	委員	浜口 恒博
委員	三原 朝利		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

技術監理局長	尊田 利文	契約部長	藤原 孝行
契約制度課長	橋本 昭宏	都市戦略局長	上村 周二
計画部長	南 孝昌	都市計画道路担当課長	池田 秀昭
都市整備局長	石川 達郎		外 関係職員

6 事務局職員

書記	岩瀬 美咲	書記	吉富 裕二
----	-------	----	-------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	発言の訂正について	都市戦略局長から6月12日の委員会における発言の訂正の申出があり、委員長において許可したことを報告した。
2	議案第76号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
3	議案第80号 市道路線の認定、変更及び廃止について	
4	議案第82号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	
5	陳情第187号 令和の北九州市が「世界遺産を潰した街」と呼ばれないようにすることについて	不採択とすべきものと決定した。
6	請願第7号外45件について	別添請願・陳情一覧表のうち、陳情第187号を除く、請願2件及び陳情44件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
7	魅力的なまちづくりについて外2件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
8	行政視察について	7月8日から10日までの3日間で行政視察を行うことを決定した。
9	随意契約の点検・見直し結果について	技術監理局より別添資料のとおり報告を受けた。
10	下関北九州道路の都市計画手続きについて	都市戦略局より別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会いたします。

初めに、発言の訂正について報告します。

都市戦略局長から、6月12日の当委員会における発言の一部について訂正の申出がありました。

たので、委員長においてこれを許可いたしました。

以上、報告いたします。

本日は、議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、技術監理局から1件、都市戦略局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第76号、80号及び82号のうち所管分の以上3件を一括して議題といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第76号、80号の以上2件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案2件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案2件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号のうち所管分について採決します。

本件について、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、本件については可決すべきものと決定しました。

以上、議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

次に、請願・陳情の審査を行います。

まず、陳情第187号を議題とします。

本件について、これより採決を行います。

本件について、採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成少数であります。よって、本件については不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、本委員会に新たに付託された陳情5件を含むお手元配付の一覧表記載の請願・陳情のうち、ただいま採決した陳情第187号を除く請願2件、陳情44件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会

中継調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、行政視察についてお諮りします。

本委員会の行政視察について、正副委員長案を作成しましたので、お手元配付の資料を御覧ください。

行政視察は、令和6年7月8日から10日までの3日間の日程で、兵庫県姫路市の姫路駅前再開発について、神戸市の空き家対策について及び防草対策について、岡山市のハレまち通り歩いて楽しい道路空間創出事業について、それぞれ視察を行いたいと思いますが、この案について質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、本案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、議員派遣要求を議長宛てに提出しますので、御了承願います。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に関する職員を除き退室を願います。

(執行部入退室)

次に、技術監理局から随意契約の点検、見直しの結果について、都市戦略局から下関北九州道路の都市計画手続についての以上2件について、一括して報告を受けます。契約制度課長。

○契約制度課長 技術監理局から1件、随意契約の点検、見直し結果について御報告いたします。

それでは、タブレットの資料を御覧ください。随意契約の点検、見直しについては、昨年12月8日の常任委員会で御報告し、取組を進めてまいりました。今回、その結果を御報告するものです。

1の見直し結果の図を御覧ください。上が見直し前で、今回の見直し対象としたものです。令和4年度の業務委託契約について、予定価格100万円を超える随意契約1,462件のうち、②のいわゆる特命随意契約としている部分1,248件、381億円相当を対象に点検することとしました。その際、目標として、①の競争性のある契約としている部分が、随意契約全体に占める割合を15%から30%へ倍増させることを掲げました。その結果が下の見直し結果です。

令和4年度ベースで新たに116件、約25億円相当が競争性のある契約に移行されました。例としてですが、先行する業務との連続性を理由に随意契約としていましたが、競争入札に移行できるものがありました。件数としては5割強の伸び率であり、その分、新規事業者の参入機会の増加につながるものと期待しております。結果として、競争性のある契約を行う者の割合も

当初の目標を達成いたしました。

参考として、資料の2枚目に、昨年12月8日に常任委員会で報告させていただいた資料を添付しております。

資料の1枚目にお戻りください。2の取組の内容です。このスケジュールで、昨年の11月以降、各事業課が自主点検を行い、技術監理局においても各事業課のヒアリングや検証を行ってまいりました。見直し結果を踏まえ、例年継続している契約は既に今年4月から見直しの内容を反映させたところです。

今後、適宜随意契約の実施状況をチェックし、あわせて随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、標準的な解釈、指針を示すものとして定めたガイドラインを15年ぶりに改定します。

こうした取組を通じて、今後とも契約の競争性、透明性を高め、事業者の新規参入を促すことで地元企業の技術力向上を図るとともに、より良質な行政サービスを広げてまいります。

以上で随意契約の点検、見直し結果についての御報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の都市計画手続について御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。下関北九州道路は、北九州市と下関市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、暮らし、産業、物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的な発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流、物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、さらに、災害時の代替路としての機能や役割を担う道路でございます。

これまで国及び関係自治体が連携して調査を進めてきました本道路のルート素案が完成したため、令和6年5月10日に都市計画決定権者である山口県及び北九州市がルート素案の送付を受けました。つきましては、ルート素案の概要と今後の都市計画手続について御報告いたします。

初めに、これまでの取組状況について御説明します。平成29年度から令和2年度にかけてルート帯の検討を行いました。まず、平成29年度から、地域が主体となり、概略ルートや構造形式、整備手法について調査を実施しました。これを受けまして、令和元年度から計画の具体化に向け国が直轄調査を開始しました。令和2年度から国が実施した計画段階評価において複数案を比較評価し、海峡部の構造形式を橋りょうとしたルート帯を決定しました。続いて、令和3年度からは、都市計画決定及び環境影響評価に向けた調査及び設計を実施し、ルート素案が完成したため、令和6年5月10日に都市計画決定権者である山口県と本市に送付されております。

これを受けまして、福岡側は北九州市が、山口側は山口県がそれぞれ都市計画手続を着手することとし、まずは沿線の地権者等を対象とした地元説明会を開催しました。6月1日は約20

名、3日は約60名の方に御参加いただきました。また、同様に山口県側においても地元説明会を開催しております。

次に、ルート素案の概要について御説明します。目的や検討経緯については、これまでの委員会でも既に御報告させていただいておりますので、割愛させていただきます。

ルート素案の概要を説明いたしますので、7ページの上段を御覧ください。本道路は、下関市彦島迫町を起点とし、小倉北区西港町を終点としており、山口県側は旧彦島有料道路に接続、北九州市側は北九州高速2号線に接続予定としております。道路規格は自動車専用道路で、全線高架構造を予定しており、設計速度は時速80キロ、標準幅員は19.5メートル、車線数は4車線を予定しております。

北九州市側では、日明臨海公園近くに市道西港町1号線から下関北九州道路へアクセスするハーフインターチェンジ、仮称西港町インターチェンジを設けます。また、北九州高速2号線への接続は、仮称西港町ジャンクションを設ける予定としております。

8ページ上段を御覧ください。山口県側では、山陰方面へアクセスするハーフインターチェンジ、仮称迫町インターチェンジを設けます。また、下関市街地等から本市方面へアクセスするハーフインターチェンジ、仮称南風泊港インターチェンジを設けます。

9ページ下段を御覧ください。今回、下関北九州道路の都市計画決定に合わせて、一般道の市道西港町1号線の都市計画変更も行います。市道西港町1号線の都市計画道路名は小倉港線ですので、このページでは小倉港線と記載しております。

主な変更点ですが、仮称西港町インターチェンジのランプの形状に合わせて一般道の線形を変更いたします。

最後に、今後の都市計画手続について御説明いたします。

11ページ上段を御覧ください。現在、地元説明会でいただいた意見などを参考に、都市計画の原案を作成しており、今夏には都市計画原案の縦覧及び説明会を開催し、市民の皆様から御意見を伺いたいと考えております。その後、いただいた御意見を参考に都市計画案を作成し、再度縦覧を行い、市民の皆様からの御意見を伺った上で、都市計画審議会に付議したいと考えております。

これらに要する期間は、手続が円滑に進んだ場合、おおむね2年と想定しております。本市としましては、今後も国や関係自治体、地元経済界などの関係機関と連携しながら、下関北九州道路の早期実現に向けまして、環境影響評価や都市計画の手続を着実に進めていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（泉日出夫君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） まず、随意契約の点検、見直しについて、見直しをした代表的なもの、具体例があれば具体的なものを教えてください。

確認の意味で質問させていただきますが、緊急性のある工事とか命に関わる市民のサービスが見直しによって決して遅くならないと思っています。こういったところで緊急性のある工事だったり市民サービスは確保されているかどうかも御答弁いただきたいと思います。

また、ガイドラインを策定したということで御説明ありましたが、ガイドラインの内容で具体的なものを少し御紹介いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

あと下北道路の今後の住民説明について、今1日に20名、3日に60名ということで、地権者を中心ということでしたが、やっぱり西港地域の企業も御興味があると思いますので、こういった西港地域、また、企業への説明会の開催、あと、小倉北区の自治会等々の説明はどのように考えていらっしゃるのか、見直しをお示しいただければと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今、松岡委員から御質問いただきました、まず、具体例です。移行の具体例としては、これまで相談業務、福祉関係、保育などでノウハウがあるとか精通しているということで、ほかにいないだろうということで随意契約しておりましたが、今回の見直しで参加者の有無を確認する公募、本当にほかに履行できる者がいないかという確認方法を取り入れて公募することといたしました。

それと、もう一例として、工事に係る家屋事後調査業務というのがあります。家屋事後調査については連続性のある業務であるため、これまで事前調査を履行した業者と特命随契を行っております。これも競争性の観点も含めて見直しをして、他都市の状況を調査するなどして、競争入札に移行することとしております。具体例は以上です。

それと、緊急性のある工事等です。今回は工事を除く業務に係る委託契約を対象にしておりますが、各整備事務所、まちづくり整備課等で緊急の工事が行われておると思います。災害の関係とか、そういうものに関しては市民の生活の安全を守る観点から、これまでどおり適切に緊急性があると解釈すれば工事が必要と思っております。

それと、ガイドラインについてです。業務委託に関しては従前からガイドラインを設けております。このガイドラインについては、地方自治法の施行令、例えばよく使うのが、性質または目的が競争入札に適しない場合、こういうふうに自治法の施行令には掲げられておりますが、抽象的なところがありますので、より適切な業務ができるようにガイドラインを定めております。例えば、その中で特殊な技術、知識、資格、設備機器等を要する業務であり、履行可能なものが1者に特定される場合、こういう例を挙げております。今回、このガイドラインを今回の見直し結果等を踏まえて、また、より適切な契約ができるよう、また、職員が分かりやすく事務ができるように改定をする予定です。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 説明会の見通しについて質問がございました。

今回の地元説明会は、まずは関係する沿線の地域の方々へ御説明する必要があるだろうということで、私ども地権者等を調べまして、地元説明会の開催の案内状を送付させていただいております。西港町地域の事業者に多く参加していただいておりますが、今回御参加されていない方、それから、広く言えば小倉北区の自治会の方、多くの方がまだ参加していただけていないと思っております。私どもとしては、今年の夏にも都市計画原案の説明会というふうなものを考えておまして、そちらには周辺の地権者や地域の方に限らず広く一般の方々に参加していただいて、計画内容について御説明をさせていただこうと考えております。

さらに、都市計画の手続とは別途に、自治会で御要望がありましたら、私ども伺いまして、出前講演というふうな形で説明をさせていただきまして、地域の方々に丁寧に説明をしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 御答弁ありがとうございます。随意契約の点検、見直しについては、非常に経費削減とか行財政改革の中でこれはすごくいいことだと思います。ただし、やはり緊急性のあるものであったりとか、命を守るためにはすぐ動かないといけない。また、相談業務、福祉的なものであってもやはり秘匿性とかプライバシー保護の観点から、急いで対応しないといけないというところでは、市民サービスのデメリットになる部分では、そこは守っていただきたい。それが確認できたのでよかったと思います。また、ガイドラインについても分かりやすくするというので、進めていただければと思います。

あと、下北道路ですけども、私のヒアリングベースでは物流の企業様とか、かなり期待をする方々がいらっしゃいます。いろんな関係者もいると思うので、そういった方々にも広く説明会を開いていただきたいと思っておりますし、なぜ自治会かという、やはり見守りとか日明小学校とか、いろいろ関係者でそういった御理解も必要なんだろうと思っておりますので、ぜひ自治会だったり住民説明も丁寧にさせていただければと思います。以上です。要望で終わります。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、技術監理局の随意契約の点検、見直しについて。当然行革という大きな目的のためにこれやっているんで、効果額がないと評価できないので、効果額を教えてくださいたいと思います。

それと、下北道路について、すみません。僕この常任委員会でちょっと日が浅いもので、改めてになるかと思いますが、経済効果額をざっくりでいいので教えていただきたいのと、朝夕都市高速の西港の下り口、大混雑、大渋滞しているんですが、この関連工事によってあその渋滞が緩和できるのか、そういったことをお考えになっているのかどうか、お聞かせください。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 効果額についてお尋ねいただきました。今回の点検、見直しは透明性、競争性の確保を目的として行いました。目標額、実際に幾ら下がるかなどは定めてはおりません。ただ、図にあります、競争性のある契約、①の部分が③72億円、25億円相当分増えておりますが、ここが事業者の参入機会が増える部分になっております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路に関しまして2点御質問をいただきました。

経済効果額については承知をしておりますが、私どもとしましては、下関北九州道路に関しまして、経済面として大きく3つの効果、目的を考えております。まずは暮らし、都心部の移動距離が近くなるということで、交流人口が増加するものと考えております。それから、産業、物流ですね。輸送時間が短縮され、運搬効率が向上し、円滑で安定した物流が実現できる、例えばですけれども、若松の響灘の事業者が彦島の企業とやり取りする中で、移動距離が短縮できるものと考えております。それから、観光ですね、関門海峡を挟んで両側に観光地がございますけれども、下関北九州道路を渡ることによって複数の観光地を回れるような活用がなされて、観光にも寄与するものと考えております。

それから、2点目、朝夕の西港町の渋滞の御質問がございました。現在、国道199号、西港町付近の交差点で都市高速から来た方、小倉駅方面から来た方、これらの方々が西港地区に右折しようということで渋滞が発生しているということは承知をしております。今現在本州方面から来れば門司を通過して小倉を通過するので、右折をしますが、今後下関北九州道路ができれば、直接西港地区に来ることができる、そういうところで大きく交通が変わる可能性がございます。

それと、福岡方面、八幡方面、そちらも都市高速等で来れば、紫川のジャンクションを通過して小倉方面から来ますので、国道199号を右折するというところで車が集中しておるわけですが、現在戸畑枝光線の整備をしております、それが完成すれば都市高速も環状化されるということで、福岡方面、八幡方面の方々が小倉方面からではなく、戸畑方面から来るような形に変わります。下関北九州道路ができますと、今とは大きく交通の流れが変わる可能性がございます。ですので、私どもとしましては、西港の渋滞対策、そういったところに関しましては、今後の交通状況を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） それでは、まず随意契約の点検、見直しについてなんですが、全体として目標の30%を達成しましたというのは分かるんですが、要は随意契約を競争入札等に変えると、当然手続はその分複雑になるわけですね。職員なのか、コンサルなのか分かりませんが、業務量は当然増えるわけですね。その分コストは増大、増えるわけですね。それを補ってなお効果額を表していただかないと、そもそもこの随意契約をなぜ見直しているのかが、根本的なところが宙に浮いちゃうというか、全く分からないということになります。

当然、見直しする前年度と同様の事業に関して、一部競争入札を、あるいは相見積りも含めてやっていると思うんで、どれだけ効果額が出たかというのは調べれば分かるはずなんですが、これはぜひ示すべきだと。示さないと意味がないと思いますが、いかがですか。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今回、令和4年度ベースで各局の点検を行って、特命随意契約から競争性のある契約へ移行する案件を決定しておりますので、実際に同様の契約が令和6年度以降どういう結果になるか、金額との比較も検証してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 当然、効果額は公表すべきですし、その作業は早急にやっていただかないと、この説明だけだと全く目的が分からない。ぜひここはきちっと効果額を示していただきたいと思います。今日はもう要望にしておきます。ちょっとびっくりしたんで。

随意契約点検、見直しについて、いろんなコンサルを駆使しているというか、対応されていますが、例えばイベントとかもありますし、設計とか、いろんなコンサルを入れていますが、コンサルの総数の中で随意契約から競争に切り替えたのは何件ぐらいありますか。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 委員の言われるコンサルですね、今回工事に係る委託契約、測量設計系は除いたところで点検を行いました。例えば、ぴったりと当てはまる分け方ではないかもしれませんが、調査研究が31件、企画政策系が6件移行しております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 企画政策系、総数何件のうち6件ですか。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 すみません。ちょっと今、元数字を持っていないんで、移行の分だけ述べました。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 総数のうちこれだけ見直しましたという説明はあるんですが、元数が分からないというのはちょっと矛盾しているなと思うんですけど。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 すみません。調査研究、元は49件ありました。これに31件増えております。

それと、企画政策物が特命随契21件したものが6件増えております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 21件だったのが6件増えている。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 21件特命随意契約していたものが競争性のある契約へ6件移行しております。調査研究物は31件移行しております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） すみません。僕が知りたいのは、あくまで効果額なので、今見直した案件、例えば前年度幾らだったのが見直しによって金額がこれだけ下がりましたというデータはお持ちだと思うんで、そこは全て見直した分については前年の比較も含めてデータでいただきたいと思います。

それと、下北道路なんですけど、大体こういう国家レベルのプロジェクトは、経済効果を国が出すんじゃないかなと思ったんですけど、意外にないんですね。そうはいっても、例えばさっきの説明だと、若松から彦島に行くのに時間が短縮になるのは、まあまあ具体的なことをおっしゃるんで、当然そういったことの積み重ねで効果額って出ているんじゃないかなと思うんですけど、今後も経済効果額については出さないんですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の取組は、平成29年度から国と地域が連携しているんな調査をしてきております。その中では経済効果という形での算定はしておりませんが、今おっしゃるような産業、企業の物流の面での効果がどういったものかについては、例えば時間単位で、現況57分かかるところが、整備後28分になるとか、そういう時間の効果という形でパンフレット等で公表はさせていただいております。今後、経済波及効果の数字を算定する予定があるかというところですが、いずれにしても事業をやる時点では、国の新規採択時評価というところで、BバイCという形での算定はなされるものと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 県をまたぎますし、北九州市だけで効果額を算出するというのはなかなか厳しいでしょうから、そこは国にもお願いして、ざっくりとしたものでもやっぱり経済効果額を出してほしいなと思います。地元説明会も今からどんどんされるんでしょうから、そこはぜひお願いしたいなと思います。

都市高速の西港の渋滞、私も時々朝夕行って非常にやきもきするんですけど、先ほどの御説明だと、やはり都市高速が環状になってとかという説明もありましたが、結節点としては、交通量が今よりまだ集中するなど、私はそういう解釈をしたんですけど、それに関して、いやもう具体的にこういうふうインターチェンジ付近は改良しますよとかという説明をいただかないと、渋滞の解消についてどのように考えているのかというのがいまいち理解できないんで。もう説明はそこまでですか。何か渋滞解消に関してこういうふう計画していますというのはないんですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 現時点ではインターチェンジ周辺を含め、具体的に渋滞対策をどうするかというところはございませんが、先ほども申しますように、今後の交通状況、その変化を見ながら必要に応じて渋滞対策、交差点改良でありますとか道路の拡幅とか、そういったも

のは必要に応じて検討したいと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） ハードのインフラ整備は必要に応じてとか状況を見ながらではないと思います。交通量を想定してそれに対応する、渋滞に対応する計画を立てないといけないと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 先ほど西田委員から効果額の件の話がありましたが、繰り返しになってしまいかもしれませんが、令和4年度の実績を基に、今回移行できるものを検証しました。令和6年度以降に既にやっているものもありますが、実際の入札結果等をまた把握しながら、その差額を出して効果額を検証してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 西田委員。

○委員（西田一君） 先ほども申しましたように、効果額は絶対お示しいただかないと納得できない、やっている意味が分からないので。要するにこれ、見直すことによって職員に一定の負担がかかっているんですよ。だから、やっぱり現場のことを考えると、当然効果額をきちっとお示しいただかないと、競争競争といったって、競争がどういう結果になっているのか分からないんですよ。なので、そこはぜひお願いします。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。三原委員。

○委員（三原朝利君） 随意契約の点検の見直しの結果についてということで、西田委員も言われましたけれども、今回令和6年度でしっかりと実際の競争入札を行って、次年度もしくははしかるべきときに、その結果これだけ費用が安く済みましたという効果を出すという、それは当たり前のことだと思うんですけども、そういう認識でいいのでしょうかというところを改めてお願いいたします。まだ出せないのは当たり前だと思いますし、これからの話だろうなと思います。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今回、随意契約の点検、見直しを行うことによって、競争性のある契約、事業者の参入機会等が拡大しましたが、実際に結果を追って確認してから、またどれだけ差額が出ているのかとか、あるいは事業者が参加者の有無を確認する公募等も行いますが、手を挙げた案件が増えたのか等確認したいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） それこそ本当、次年度以降になるかもしれませんが、それはぜひよい結果が生まれるように、私は期待をしたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） ちょっと契約のことで聞きたいんですけども、今回の見直しというのは、特命随意契約をプロポーザルに変換をするという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今回特命随意契約を行われているものの理由が妥当か合理的か、もともと随意契約が競争入札の例外でありますので、その辺を検証して、プロポーザルや、あるいは特命随意契約していたもので、ほかに取扱者がいないと断定していたものについても、本当に履行できる者がいないか、参加者の有無を確認する公募、こういうふうな競争性のある契約の手続をすることによって透明性、公平性を増そうとしたものであります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 競争性のある契約というのは契約業務の基本だろうと思うんですね。競争がないと、よりいいものはできないという発想がもともとだと思うんですね。それはいいんですけども、この図を見ると特命随意契約が1,248件あって、それが116件減ってプロポーザルに変換したということやないんですか。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 移行したものは、競争性のある契約、定義を図の下に書いておりましたが、入札、プロポーザル方式や参加者の有無を確認する公募を経て行う契約と、これらの手段に移行することを決定したものであります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 聞き方が悪かったのかもしれませんが、特命随意契約が116件減って、競争性のある契約が116件増えましたという認識でよろしいんですかということ。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 委員のおっしゃるとおりで、競争性のある契約に116件、特命随意契約が減って移行するものであります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そうすると、競争性を持たせることによって、特命随意契約というのは安上がりで済むよというやり方なんですよ。それを競争性のあるものに内容を変えるということは、西田委員が言われるとおり、これ人件費も含めてかなりのコストが上がると思うんですよ。そこでコストが下がるとは私は思えないんですけども、そこら辺の整合性というか、どう考えていらっしゃるんですかね。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 今回の見直しについては、契約の方法が競争入札の例外である随意契約で、今特命随意契約しているものは特殊性や効率性など一定の理由を持って行われているものであります。これまでも適切に運用しておりますが、この機会に入札や公募に移行できるものはないか、社会環境も変わって行って、時代に合っているか、新規業者の参入など環境が変わっているのではないかと。また、公平性、透明性が確保されていると市民の方々が納得できるものか、そういう視点で随意契約の適切な手続をさらに進めるべく行ったものであります。市民の

方々の納得度を増すのも大きな目的の一つであります。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） いずれにしても、競争性を持たせるということは大事だろうと思います。ただ、その一方で特命の随意契約というのは上限が250万円ですよね。そういうことから考えると、コスト等を厳密に出していただきたいし、人件費もそのコストには入れていただいた報告が必要になると思いますので、その辺は要望しておきます。

○委員長（泉日出夫君） 契約制度課長。

○契約制度課長 業務委託については、2社で見積り合わせできるものの上限額は100万円です。ただ、他に取扱者がいないとか、そういう理由になると、金額の多寡にかかわらず、その理由や内容を見て特命随意契約しております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 契約部長。

○契約部長 すみません。ちょっと追加で補足で説明させていただきます。

今回の随意契約の点検、見直しというのは、おっしゃるように職員の負担ということも当然考えられるものでございます。一方、その効果を超えて負担を増やすというような意図で行われたものでは全くございません。特命随意契約というのはあくまでも法律上は例外という規定になっていて、その中では委員御指摘のように、100万円という区切りがございまして、それ以上超えたものについては、何か特定の理由があればよいということにはなっております。その理由というのは、もちろん時々適切に執行してきたつもりではございますけれども、10年前から引き続きやっている、それが本当にその理由が今でも適切なものかという視点で再度見直しを行いました。その結果、ここで一度ほかに参加者がいないかどうか、ないとは思いますが、やはり一回確かめるべきじゃないとか、そういった視点で、ここに書いてあります参加者の有無を確認する公募というのはそういうものでございます。本当はないかどうか1回確かめて、ホームページ等で公募して手を挙げてくるところがあれば、やはりそこで見積り合わせとかやれるじゃないとか、それをしないまま10年間経過したのはやっぱりおかしかったんじゃないとか、そういう視点で原課と話をしまして、移行するというものもでございます。

また、もう一つ、やっぱりプロポーザルを試みるべきじゃないかとかという視点によって新たなよい意見が、政策が打てるんじゃないのかと、そういったものに移行できるんじゃないかということを一箇一箇やっぱり詰めていながら、積み上げてきたものでございます。決して無理やり数字ありきで、目標はここだから、本来特命随契すべきものをプロポーザル等に移行させるというようなことは決してなかったつもりでございます。その点ちょっと説明不足でございましたので、追加で説明させていただきました。

競争性を増すことによりまして、お金というのは下がる可能性というのは当然あると思っておりますし、それが今回行う一つの目的でもございます。ただ、競争性を増すことというのはお金だけでなく、よりよい提案に転換するというのもございますし、やはりよりよいサービ

ス、市民にとっては同じ金額でもよりよい提案、サービスを受けるということは市民サービスにつながると考えております。今も御指摘ございましたように、令和4年度の実績に基づきまして、令和6年度どうだったかという検証は行う予定にはしております。決してお金だけが下がればいいとは考えてはおりません。その中で、何らかの形でこういった点でメリットがあったということはしっかり御報告はしたいと考えておりますが、先ほどいただきましたけれども、決してお金の話だけが我々の目的ではないということは御理解いただければと思っております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 私も見直しが必要じゃないということを行っているわけじゃなくて、見直しは必要で、やはり競争性を持たせるといのは基本だろうと思います。ただ、そこにかかってくるコスト、ここは厳格にチェックする必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、下関北九州道路でありますけれども、今回の提案、報告というのは、ルート案の決定に基づくものだと思うんですね。そうすると、当初から建設費2,900億円から3,500億円という建設費は変わっていないんですよ。今回、ルート案が決定をしたということで、新たな建設費というのは幾らになるんですか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路の整備費についてでございます。

委員おっしゃいました2,900億円から3,500億円というものは、令和2年度に国が行いました計画段階評価の中で示されたものでございます。今回、ルート案ということで公表しましたけれども、事業費についてはその後算定が行われておりませんので、現状としましては、この2,900億円から3,500億円ということで承知をしております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） この間の物価と資材の高騰等もあって、上がっているということはもう明らかなんですよ。ルート案を決定して今この建設費が変わっていないというのはおかしいと思います。これは早急に出してください。

それから、建設費の山口側と福岡県側の負担割合、これはいつ出るんでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 費用に関しまして、山口側の負担、それから、北九州市側の負担というふうな御質問でございますが、現状でこの事業を誰がするのか、どんな手法でやるのか、いわゆる事業主体、事業手法が定まっておりません。ですので、本市の負担額も算定されておられませんので、御質問の山口側、北九州市側、負担割合についてもお答えができないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） これは大きな問題で、北九州側と下関側の負担はえらい違うと思うんですよ。彦島に行く道路なんかというのは物すごい工事費かかるとされるんですよね。その工事費分も北九州市が負担せないかんみたいなことというのはおかしな話だと思うんですよね。何で彦島とかに結ばないけんのかということも含めて、負担割合というのがこれ建設、要するに工程は決まっているわけだから、ここは早くお金の話はしてほしいなと思います。

それから、もう一つは小倉東断層です。今度の能登半島の地震を受けて、福岡県が新たな調査を東断層に向けてやっていますよね。このアセスメントの結果がいつ出るのか、どの程度の調査がされたのか教えてください。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 下関北九州道路に関しますアセスメントの進捗状況ということでございます。アセスメントは都市計画の概略設計と歩調を合わせまして、令和3年度から着手しております。方法書、準備書、評価書という手順を進めてまいりますけれども、方法書に關しましては令和4年4月に案を縦覧開始しまして、現在方法書は取りまとまった状況でございます。現状、準備書の作成に向けた手続を進めておるという状況でございます。

この準備書ですけれども、基本的には都市計画の手続に合わせて進めていくものですので、都市計画の案が示される、それと合わせたような形で公表をしていきたい、案がまとまれば説明会等を今後やっていきたいと考えております。

それから、先ほどの御質問で、冒頭小倉東断層のお話もありましたけれども、アセスメントで断層のところについて調査をやっているかということ、アセスメントとこの断層というものは直接的には同じものではございませんので、アセスメントの中で断層調査等は行っておりません。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） アセスメントの今準備書を進める段階だということは分かりました。それで、能登半島地震を受けた東断層の調査を福岡県がやっていますよね。それがこのアセスメントの中でどこの段階で評価がされるんでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 アセスメントの中で断層のということですが、先ほども申しましたように、アセスメントは方法書、準備書、評価書という形で進めてまいります。方法書の中で評価項目というものを定めるものですが、その中に地形や地質というふうな項目というようなものはございますけれども、断層についてという形での評価というものは無いものと認識しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 個別具体の断層という文字はないにしても、環境アセスメントに変わりはないんですよ。でも、それはひとまず置いて、アセスメントと関係なしに、じゃあ小倉

東断層の調査はどこで反映されるのでしょうか。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 小倉東断層については、陸上部では表面に出てきているということで、その存在が確認されておりますけれども、海上部については存在の可能性は指摘されておりますけれども、現状で確認はされておられません。

じゃあ、それに対してどう対応していくかでございますけれども、令和2年度の計画段階評価の中でも橋りょう、つり橋を整備していくに当たっては、構造に大きな影響を与える主塔、それから、主ケーブルは断層位置にないというものをしっかり確認した上で整備していくことでの見解も示されておまして、今後事業化がなされて詳細設計を進めていく中で、主塔位置、それから、主ケーブルの位置、そういったところに断層がないというふうなものを地質調査を行いながら、そこを確認した上で進めていくと考えております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） まさに能登半島地震を受けて東断層の調査を福岡県がやると言っていますよね。違いますか、そこは。

○委員長（泉日出夫君） 都市計画道路担当課長。

○都市計画道路担当課長 今年の2月だったかと思っておりますけれども、能登半島地震を受けて、福岡県におきまして、海上部における断層がどうなっているか調査を行うという見解が示されたことは私どもも承知をしております。ただ、その進捗状況については、福岡県にお聞きして進捗は確認しておりますけれども、まだ具体的にはどこをどう調査するということころまではまだ行き着いていないと、そこはまだ現在検討中と聞いております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 当然、その結果は反映されるべきであろうし、判断結果としてどうするかということが迫られると思っておりますので、そこはしっかり県と連携を取りながら、どういう調査が進んでいくのか、そして、どういう結果が出たのかということをきちんと報告をしていただくようによろしく願いいたします。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 三原委員。

○委員（三原朝利君） すみません。ちょっと1点だけ。今回の随意契約の見直しについて、何か話が違う方向に行っちゃっているんじゃないかなと思いたしたので。これめちゃくちゃチャレンジなことだと私は思うんですね。この特命随意契約の領域に踏み込んでいくというのは、ある意味チャレンジだし、すごくリスクのあることだと思います。やっぱり今までずっと1社で決め打ちでやっていたということによって、私の認識としては、一般的な認識としては価格的にも高くなっている部分があるんじゃないのかとか、本当に内容的にもよりよいものにもっとできるんじゃないのかと。これをあえてここにメスを入れていくということは、本当に今までできていなかったことにチャレンジをするということで、非常に大変なことに今回

取り組んでいただけていると思っています。まさにこれこそ既得権益に切り込むじゃないですけども、市政変革という大黒柱の一つなのかなと思っています。

だからこそ、今日委員の皆さんからいろんな御意見が出ましたけれども、僕はこれは本当にすごい取組だと思いますので、しっかりと御尽力をいただいて、もちろんコスト面の軽減が図れたら、それはいいでしょう。もちろんそれによって新たな形のものに回せる、次世代投資に回せたりということもあるでしょう。それとともに、やっぱり契約をしっかりとプロポーザル等によって、よりよい提案ができたりとか、よりよく、そしてより質のよい、そしてまた、費用も抑えられた形で、新たな形もできたんだということにチャレンジするということは、僕は非常にすごいことだと思いますので、ぜひそういう認識の下でやっていただけたらなと要望したいと思います。

職員の皆さんにとって確かに審査等で負担は若干出るかもしれませんが、市にとっては物すごくいい話だと私は認識をしておりますので、以上要望させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（泉日出夫君） ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊟